

個別避難計画の策定を推進しています。

近年頻発している災害において、ひとり暮らし高齢者の方や障がいのある方などの要支援者に被害が集中し、円滑な避難が行われていなかったことが明らかになっています。

要支援者が被災した時、命を守るためにも、これまで以上に実効性のある避難計画を考えておくことが重要です。



？ 個別避難計画ってなに？

個別避難計画とは、災害時にひとりでは安全な場所に避難することが難しい方が「誰と」「どこへ」「どのように」避難するかを事前に定め、いざというときに備える1人ひとりに合わせた計画です。

円滑な避難を支援できるよう、要支援者の状況や災害ごとの避難先、避難を支援する方などの情報を個別避難計画に記載します。

実際に被災したときを想像して、身の回りの人たちと一緒に考えましょう。

？ 記載した情報はどのように利用されるの？

市は、提出していただいた情報に基づいて個別避難計画台帳を作成し、台帳は、市、民生委員、自治会・町内会などの避難支援関係者がそれぞれ保有・管理します。

災害時には、避難支援の関係者が台帳を活用して迅速な救助や避難支援を行うことはもちろん、平時から、登録された方々の避難支援対策の検討や避難訓練などを行うために活用します。

なお、情報を避難支援対策（平時の見守りを含む）以外の目的で利用したり、避難支援の関係者以外の団体・個人が利用したりすることはありません。

登録のことやご不明の点については、市福祉課（市役所東別館1階）

076-475-1377（社会福祉係） までお気軽にどうぞ。

□「要支援者」とは

次に該当する人のうち在宅生活の方

・過去に滑川市避難行動要支援者みまもり台帳・ひとり暮らし高齢者に登録された方

- ・要介護3～5の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳1、2級をお持ちの方
- ・精神障害者手帳1級をお持ちの方
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・その他、必要と思われる方

□「避難支援者」について

避難を支援していただく方を決め、登録いただきます。

避難支援者の方はまずご自身やご家族の安全を確保した上で支援を行います。発災時には、支援者自身も被災している可能性が高いため、必ず支援が受けられるとは限りません。

また、個別避難計画は、たとえ支援が行われない場合でも支援者の方に責任を負わせるものではありません。

□個人情報の取扱い

ご記入いただいた情報は、避難支援関係者へ提供されます。

個人情報は厳重に管理し、必要最低限の範囲で、避難支援体制の構築や災害支援等の目的にのみ利用されます。

□地域での関係について

災害時の支援は、日常生活における関係の延長に成り立つものです。

共助のためには、個別避難計画を作成し、支援者を設定するだけでなく、日ごろから地域との関係づくりを行っていただくことがとても重要です。